

北海道地域商業の活性化に関する条例施行規則の点検について（案）

〔令和4年11月15日〕
経済部地域経済局中小企業課

1 点検の基本的な考え方及び各条項の点検結果

「北海道地域商業の活性化に関する条例」（平成24年3月30日条例第12号、以下「条例」という。）では、附則第6項において、「この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定されており、平成29年度の前回の点検から5年が経過した今年度、2度目の点検を実施するもの。

今般、条例の点検に合わせ「北海道地域商業の活性化に関する条例施行規則」（平成24年8月31日公布、以下「規則」という。）についても、これまでの成果や地域の要望等といった観点で点検する。

条例施行規則は、条例を施行するために必要な細則や条例の委任事項などを定めたものであり、本規則にあっては主に条例に基づく届出や計画等を提出する際の様式を定めたものとなっている。

規則に定めた各種様式等については、届出にあたって不具合等はなく、届出者等からの疑義も生じていないことから、現状の規定が妥当と認められる。…〔別紙2〕

しかしながら、条例に基づき新設の届出等が必要となる特定小売事業施設の面積を定めた規則第3条については、後述のとおり市町村アンケートで「小さくすべき」との意見はなかったものの、前回（平成29年）の見直しの際に議論となっていることから、今回、規則制定後の運用状況等を点検し、変更の必要性について検証する。

条	内 容 等	点検結果
1	(趣旨)この規則は条例の施行に関し必要な事項を定めるもの	妥 当
2	(一の建物) 条例で掲げる用語の「一の建物」の内容	妥 当
3	(基準面積) 特定小売事業施設を設定する際の面積の基準	後 述
4～9	条例特定小売事業施設の新設に係る届出等	妥 当
10～11	出店計画・地域貢献活動に係る説明会の開催・報告等	妥 当
12～15	地域貢献活動計画の作成・報告等	妥 当
16	(撤退に関する書類の提出) 撤退に係る様式等	妥 当
17	(書類の経由等) 書類提出先の規定等	妥 当

2 特定小売事業施設の基準面積

(1) 特定小売事業施設の責務

条例第2条第1項第3号（定義）において、「小売事業施設であって、その施設内の店舗面積の合計が規則で定める面積を超えるもの」と規定している「特定小売事業施設」は、条例により以下の届出等が課せられている。

- ・ 特定小売事業施設新設の届出
- ・ 特定小売事業施設新設届出の変更の届出
- ・ 出店計画説明会の開催
- ・ 工事着手の制限
- ・ 地域貢献活動計画の提出
- ・ 地域貢献計画説明会の開催
- ・ 地域貢献活動計画の変更の届出
- ・ 地域貢献活動実施状況の報告
- ・ 特定小売事業施設撤退報告書の提出
- ・ 罰則（新設・変更の不届や虚偽の届出をした者に対して20万円以下の罰金）

(2) 規則制定時の特定小売事業施設の基準面積設定の考え方について

ア 基準面積設定時の背景

(ア) 大規模小売店舗立地法の基準面積

大規模な小売店舗が地域社会との調和を図っていくためには、店舗への来客や物流による交通・環境問題等、周辺的生活環境への影響について適切な対応を図るなど、積極的に地域づくりに貢献していくことが必要として、平成12年に大規模小売店舗法を廃止し、「大規模小売店舗立地法（以下「大店立地法」という。）」を制定。

大店立地法では、大規模小売店舗に出店の事前届出等を規定しており、対象とする小売店舗の面積を「店舗面積1,000㎡超※」と規定。

※ 店舗面積とは、建物の床面積のうち小売業を行うための用に直接供される売り場やショーウィンドウ等であって、階段や通路、事務室、ストックヤード、レストラン等は含まない。

(イ) 大規模集客施設の立地に関するガイドラインの基準面積

平成18年に国が都市機能の適正立地と中心市街地の振興を目的として、「まちづくり三法※1」を改正したのを受け、道においても「コンパクトなまちづくり」を目指すこととしたが、道内では、相次ぐ大規模な商業施設の出店や撤退により、地域のまちづくりへの影響が深刻となっていたことから、「コンパクトなまちづくり」の実現に資するよう、大規模集客施設の立地に機動的かつ迅速に対応するため「大規模集客施設の立地に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を策定。

ガイドラインでは、大規模集客施設に大店立地法等の手続き開始の3月前までの出店計画書の提出等を規定しており、対象とする施設の面積を、周辺地域のまちづくりへの影響が懸念される「床面積10,000㎡超※2」と規定。

※1 まちづくり三法とは、「都市計画法」、「大店立地法」、「中心市街地活性化法」の総称で、平成18年には「都市計画法」を改正し、床面積10,000㎡超の大規模施設については、都市計画法で定めた商業地域、近接商業地域、準工業地域の用途地域のみ出店可能で、郊外（第二種住居区域、準住居区域、工業区域）への出店は原則禁止とする改正を行った。

※2 ガイドラインの床面積は、建物の床面積のうち大店立地法に基づく店舗面積に、これに係る階段や通路、事務所、ストックヤードの床面積を加えたもので、レストランや映画館など小売以外の用途に使用する面積は含まない。

【参考：床面積の考え方】

①都市計画法に定める大規模集客施設の床面積 用途に限定されない、建物の床面積
②ガイドラインに定める床面積 ③に、小売業を行うため必要な階段や通路、事務所、ストックヤードの床面積を加えたもので、レストランや映画館など小売業以外の用途に使用する面積は含まない。
③大店立地法に定める店舗面積 小売業を行うための店舗の用に供される床面積であって、階段や通路、事務室、ストックヤード、レストラン等は含まない

イ 特定小売事業施設の基準面積の設定

大型店の出店・撤退、中心市街地の空洞化に伴う地域コミュニティ機能の衰退や、少子高齢化の進展、消費者の購買意識の変化や買い物弱者の出現など、地域商業を取り巻く厳しい状況を受け、知事の諮問機関である「北海道商工業振興審議会」において、小売商業振興方策やガイドラインの見直しについて審議を行い、地域商業の活性化に取り組む関係者が共通の目的や理念の下、それぞれの責務や役割を理解して取り組めるよう、ガイドラインの精神を踏襲した条例を平成24年3月に制定。

条例の基準面積の設定にあたっては、ガイドラインで定めた「床面積10,000㎡」を基に次のとおり検討。

- ① ガイドラインの対象となる「床面積10,000㎡超」の大規模集客施設を、大店立地法に規定する「店舗面積」で整理した結果、店舗面積の平均が約「8,000㎡」となった。
- ② 「ガイドラインより基準面積を下げ、地域貢献活動を促進して欲しい」という地域の声を受け、大店立地法の対象となる店舗面積1,000㎡超の大型店のうち、レストラン等小売事業以外で利用する部分も含めた床面積10,000㎡超の大型店の店舗面積を整理した結果、店舗面積の平均が約「6,000㎡」となった。
- ③ 大規模小売店舗の1/3が集中する札幌市とその他の市町村に分けて、小売事業以外で利用する部分も含めた床面積10,000㎡超の大型店の店舗面積を整理した結果、札幌市は平均5,500㎡になったのに対し、その他の市町村は平均7,000㎡となり、札幌市よりも店舗面積が広がった。
- ④ 他県における同様の条例等における基準面積は、店舗面積「6,000㎡超」の県が2つあった。

上記、①～④を勘案し、地域毎の面積基準は設けずに、ガイドラインの対象となった大規模集客施設の平均店舗面積「8,000㎡」から実質的に2,000㎡引き下げ、全道平均である店舗面積「6,000㎡」を全道一律の基準面積とした。

【参考：他県の条例における基準面積の設定状況】

(R4.3現在)

県名	条例名	基準面積等
岩手県	特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例	床面積 6,000㎡超
宮城県	宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例	床面積 10,000㎡超 もしくは 店舗面積 6,000㎡超
福島県	福島県商業まちづくりの推進に関する条例	店舗面積 6,000㎡超
新潟県	新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例	床面積10,000㎡超の集客施設（劇場、店舗、飲食店等）で、店舗面積（小売業の用に供する面積） 3,000㎡超
兵庫県	大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例	店舗等面積 1,000㎡超
鳥取県	鳥取県大規模店舗立地誘導条例	店舗、飲食店の用途に供する床面積 1,500㎡超

3 条例に基づく特定小売事業施設の届出状況

(1) 新設届出

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
条例	0	5	3	7	1	0	4	4	1	2	0
計	16 (2.9 / 年)						11 (2.4 / 年)				

※ 条例はH24年10月からR4年9月までの届出状況

(2) 地域貢献活動計画書及び地域貢献活動実施状況報告書

	条例			
	計画書	撤退等	中止	報告書
新設店舗	27	-	1	16
既設店舗	216	9	-	207
計	243	9	1	223

※ R4年3月末現在。計画書と報告書の提出数の差は、報告書の提出が新設日の翌事業年度であることや、計画書を提出したが、工事未着工で店舗が開店していない施設があるため。

4 基準面積の検討

(1) 条例制定後の運営状況

店舗面積6,000㎡超の特定小売事業施設にあつては、条例制定後に無届けや虚偽の届出などの違反等はなく、6,000㎡以下の大店立地法対象施設にあつても、立地に際し、問題は生じていない。

(2) 市町村アンケート

道内179市町村に対して令和4年4～5月に実施した条例に関するアンケート調査では、基準面積について「道の条例においては、店舗面積が6,000㎡を超える商業施設を特定小売事業施設としていますが、この基準面積について、どのように捉えていますか」との設定に、以下のような回答であった。

回答	回答数	比率	理由(主なもの)	前回(H28)
適当	147	82.1%	-	74
大きくするべき	1	0.0%	・基準を設けることに疑問しかない。どんな業態、規模であれ、差別/区別なく受け入れたい	0
小さくするべき	0	0%	-	10
わからない	31	57.7%	・大型店が無い ・事例が無く判断できない	95
合計	179	-	-	179

(3) 市町村における条例の制定状況

倶知安町では、大型店を設置する者が、施設の配置や運営方法について適正な配慮をすることが、地域経済及び地域社会の健全な発展並びに町民生活の向上に寄与するとして、「倶知安町大規模小売店舗等の設置に関する条例」を平成26年に制定。

条例では、店舗面積700㎡超の大型店を町内に开店する場合は、あらかじめ町長に報告しなければならないことや、地域経済団体等の活動への積極的な協力、地域の防災及び防犯への対応並びにまちづくりへの貢献などを、設置者の責務として規定している。

5 点検結果

基準面積の設定に関しては、前回の点検後も疑義や問題が生じていないこと、市町村アンケートにおいても適当とする回答が多数を占めていたこと、条例を下回る店舗面積の施設を対象とした独自の条例を設けている市町村がある状況を総合的に勘案して、現状の「店舗面積6,000㎡」を妥当とする。